

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- DV等で住所地以外で呉市内に避難中の方も、その旨を申し出た場合は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV申出要件と収入要件）を満たせば、呉市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、呉市での手続きが必要です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

- ① 世帯全員の令和3年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が「**住民税非課税相当**」※2となった世帯

※2 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。
単身世帯の場合：100万円以下、世帯主・扶養親族の子（1人）の世帯の場合：156万円以下

申出・申請先

呉市

【申出書・申請書配布先】

呉市ホームページ、呉市役所、各市民センターなど

申出・申請期限

令和4年9月30日（金）

お問い合わせ

呉市臨時特別給付金コールセンター

0120-039-904

9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

申出書・申請書の提出先

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市子育て世帯等臨時特別支援事業
プロジェクトチーム

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、呉市臨時特別給付金コールセンターにご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身がDV申出要件（DV等避難中であることの証明）及び収入要件を満たせば、呉市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、避難世帯が住民税非課税世帯である場合には受給できます。

Q 現在の住まい（呉市）で受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 呉市臨時特別給付金コールセンターにご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をご提出ください。
※新型コロナウイルス感染症対策のため、**郵送**による提出にご協力下さい。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、呉市消費生活センター（25-3218）や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。